

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、防災ネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備・充実が求められています。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）」の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が55%まで嵩上げされていますが、この規定は平成29年度までの時限措置となっています。

本町においては、地方創生の取り組みにあたり、近隣市町との連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的発展を支える道路整備を進めていますが、いまだ未整備の道路が多いことに加え、自然災害に対する防災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面しております。

道路整備に全力を挙げて取り組んでいるこの時期における補助率等の低減は、地方創生の深化に大きな足かせとなり、自治体経営にも多大な影響が生じることになります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月15日

岐阜県 垂井町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣、総務大臣